福岡県公報

令和6年11月15日 第 548 号

(情報政策課) ………1

(農山漁村振興課) ……2

(農村森林整備課) ……3

(都市計画課) ……3

(都市計画課) ……3

(都市計画課) ……3

(都市計画課)3

(用 地 課) ……4

(総務事務厚生課) ……4

目 次

告 示 (第709号 - 第713号)

○情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等

 ○道路の区域の変更
 (道路維持課) ……
 1

 ○保安林予定森林の所在場所等
 (農山漁村振興課) ……
 2

 ○保安林予定森林の所在場所等
 (農山漁村振興課) ……
 2

○保安林の所在場所等

公 告

○土地改良区の清算人の退任

○開発行為に関する工事の完了

○開発行為に関する工事の完了

○開発行為に関する工事の完了

○開発行為に関する工事の完了

○落札者等の公示

収用委員会

○裁決手続開始の決定

告 示

福岡県告示第709号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年福岡 県規則第25号)第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続 等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を公 示する。

令和6年11月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要しない申請等の根拠となる 法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又 は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続	
家畜改良增殖法(昭和25年 法律第209号)	第16条第1項	令和7年4月1日	家畜人工授精師の免許の 申請	
家畜改良增殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)	第26条	节和7年4月1日		
家畜改良增殖法施行令(昭和25年政令第269号)	第9条	令和7年4月1日	家畜人工授精師免許証の 書換交付の申請	
家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第269号)	第10条第1項	令和7年4月1日	家畜人工授精師免許証の 再交付の申請	

福岡県告示第710号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和6年11月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

	県土整 事務所		道路 種	が類	路	線	名	変 更前後別	区間	幅 員	延 長(メートル)
	П III III Ж	塔	. 添田	田	žaria.	前	田川郡福智町市場1209番28先から 田川郡福智町市場1209番31先まで	19.0 ~ 28.6	42.3		
田川県道赤	赤	池	線	後	田川郡福智町市場1209番28先から 田川郡福智町市場1209番31先まで	14.4 ~ 25.2	42.3				

È期発行日 每週火金曜日 発行〕〒812-8577 福岡市博多区東 作成〕〒810-0011 福岡市中央区高砂

福岡県 株式会

7

-

福岡県告示第711号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の 規定により次のように告示する。

令和6年11月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所 田川郡赤村大字赤字岩石山ノ内100の1、100の3、100の4
- 2 指定の目的 水源の 洒養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 赤村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第712号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の 規定により次のように告示する。

令和6年11月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所 宗像市吉留2838の 2
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第713号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和6年11月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林の所在場所
 豊前市大字篠瀬137の28、137の31
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

뻮

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

解散した清算法人角田北部土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年11月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏 名	住 所
榎本 秀樹	豊前市大字畠中141番地
榎本 止造	豊前市大字畠中195番地2
磯田 清	豊前市大字松江300番地
沼田 耕一	豊前市大字松江427番地1
木下 俊幸	豊前市大字松江1531番地 1
長松 市郎	豊前市大字松江1541番地

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和6年11月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

(第1工区) 田川郡香春町大字中津原字沼口1486番6、2189番5、2189番9及び2189番10、字蓮臺寺2167番8、2167番9及び2167番11、字髙松2171番7から2171番10まで及び2171番12並びに字鷺ノ巣2194番16及び2194番27

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

田川郡香春町大字高野994番地

香春町長 鶴我 繁和

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和6年11月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 糸島市志摩小富士字餅田1994番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1454番地1プランドール駅前103号 甲斐 瞳

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和6年11月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 糟屋郡久山町大字久原字堀田1994番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 福岡市中央区春吉一丁目11番7号 松尾 福雄

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和6年11月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

么

汨

Ш

 \blacksquare

1 開発区域に含まれる地域の名称

三井郡大刀洗町大字高樋字三反山2422番2及び2422番7から2422番27まで並びに字 腐牟田2410番28、2410番35、2410番44及び2410番108から2410番110まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久留米市東櫛原町42番地3マンションR2階

株式会社お部屋倶楽部

代表取締役 水上 恵一朗

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年11月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称

人事及び給与システムの更新に係る情報提供業務委託

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和6年10月30日

- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名

TIS株式会社 九州支社

(2) 住所

福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号

5 契約金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)

73,304,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条 1 (b)(iii)及び(c)(i)に該当

収用委員会

福岡県収用委員会告示第2号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決 定したので、公告する。

令和6年11月15日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

久留米市

2 事業の種類

久留米小郡都市計画道路事業3 · 4 · 19 - 11号東櫛原町本町線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地 番	地 目	地 積 〔()は公簿地積〕
福岡県久留米市天神 町字三丁目	82番 5	宅地	19.86 (19.86) 平方メートルのうち、収用しよう とする土地の面積19.86平方メートル

- (注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地 調書に基づくものである。
- 4 土地所有者の氏名及び住所

松岡万里(持分10000分の158)

福岡市中央区舞鶴一丁目6-1ラフォーレ舞鶴1003号

ただし、住民票上の住所

鹿児島県鹿児島市郡元一丁目13番6号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和6年11月1日